

特定技能制度等に関する下請指導ガイドライン

第1 趣旨

建設業においては、他産業を上回る高齢化が進んでおり、近い将来、高齢技能者の大量離職による担い手の減少が見込まれることから、将来の建設業を支える入職者の確保が喫緊の課題となっている。このため、官民をあげて、適切な賃金水準の確保や社会保険への加入徹底、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの構築など、技能者の処遇改善につながる取組を推進するとともに、建設現場での生産性向上に取り組んでいるところである。しかしながら、建設業においては、こうした取組を行ってもなお、国内の人材だけでは担い手の不足が生じることが見込まれており、外国人材の受入れ及びその適正化及び円滑化を図るための環境整備が必要となっている。

こうした状況を背景に、建設分野では、外国人技能実習生の受入れに加えて、令和元（平成 31）年度より、特定技能制度において一定の専門性・技能を有する特定技能外国人の受入れが開始されたところである。

特定技能制度では、一号特定技能外国人の受入れ前に、国土交通省において、雇用条件や従事させる業務、安全衛生教育の実施等を記載した計画を審査、認定するとともに、認定された計画どおりに適正な就労が行われていることを継続的に確認し、必要に応じて助言指導、監査等することで、一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保と国内人材も含めた建設技能者の適切な処遇確保を図ることとしている。

また、建設業界自らの取組としても、一号特定技能外国人の受入れに関わる元請業者団体及び専門工事業団体等により設立され、特定技能外国人受入事業実施法人として登録を受けた（一社）建設技能人材機構において、労働関係法令の遵守、建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底、正当な理由なく一号特定技能外国人を工事現場から排除することの禁止及び適正就労監理機関である（一財）国際建設技能振興機構を通じて受入企業に対する巡回訪問・指導・助言を行うこと等を含む行動規範を定め、この適正な運用に努めることとしたところである。

他方、建設業の特徴として、一号特定技能外国人は様々な現場で働くことになることから、国土交通省及び（一社）建設技能人材機構による適正な受入れの取組を補完する観点から、現場管理に責任を有する元請企業においても、一号特定技能外国人の管理に関し一定の関与も期待されるところであり、元請企業による下請指導の実効性を確保するために、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件」（平成 31 年国土交通省告示第 357 号）において、一号特定技能外国人を労働者として受け入れ建設工事に従事させる建設企業が下請負人である場合には、直接当該工事を請け負った元請企業の指導等に従わなければならない旨が定められている。

< 参照条文 >

○「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件」(平成 31 年国土交通省告示第 357 号)

第三条第三項第六号 一号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。

本ガイドラインは、こうした趣旨を踏まえ、建設分野特定技能外国人制度について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にすることにより、本制度の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として策定したものである。

なお、建設分野特定技能外国人制度のほか、外国人技能実習生制度いずれにおいても、外国人材の適正な受入れを図る観点から、受入企業及び外国人材双方とも建設キャリアアップシステムに登録しなければならないこととしたところである。今後、本ガイドラインにおいて定められた現場入場届出書等の書類に記載すべき事項や元請企業において確認すべき事項を明確にし、同システムに反映することにより、書類の削減・ペーパーレス化を図っていく予定であるが、必要なシステム改修が行われるまでの間については、当面の措置として、元請企業は、本ガイドラインに基づき、下請指導及び現場管理を行っていくものとする。

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、公衆災害防止や就労制度の観点も含め関係法令等を遵守した適正な工事の実施、福祉の充実、地域との良好な関係を構築し地域に信頼される建設業としての行動等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）では、第 24 条の 7 において、元請企業の下請企業に対する指導等が規定されているところである。

また、一号特定技能外国人についても、関係者を挙げて事業の適正化を進めることは、外国人材の受入れの適正化及び円滑化、外国人との秩序ある共生社会の推進にも資すると期待されることから、元請企業においても受入企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる受入企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての受入企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ

指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保と国内人材も含めた建設技能者の適切な処遇確保を図るため、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

(2) 施工体制台帳や再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から元請企業に対して再下請負通知書が提出される。建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の4の規定に基づき、再下請負通知書の記載事項に一号特定技能外国人の従事の状態に関する事項を記載する必要があることから、元請企業においては、再下請負通知書を活用して下請負人の一号特定技能外国人の従事の状態を確認することが可能である（別紙1）。

また、元請企業は、一号特定技能外国人を受け入れる企業から一号特定技能外国人現場入場届出書（別紙2）による報告があった場合、その記載内容と各添付書類の情報の整合性に加え、以下の①及び②の事項について確認すること（一号特定技能外国人の受入れが確認されたにも関わらず、別紙2による報告がない場合は、報告を受入企業に求めること）。あわせて、別紙2の記載内容に変更がある場合、受入企業から元請企業に変更の届出を行うよう指導すること。

①業務区分の内容

一号特定技能外国人現場入場届出書「2. 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項」のうち「業務区分」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「3. 受入企業・建設特定技能受入計画に関する事項」の「業務区分」と同一であるかどうか。

②従事させる期間

一号特定技能外国人現場入場届出書「2. 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項」のうち「現場入場の期間」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「在留カードにおける「在留期間」の範囲内であるかどうか。

一号特定技能外国人現場入場届出書の記載内容と各添付書類の情報の整合性が確認できない場合、届出は無効として扱い、改めて適正な届出を行うよう受入企業を指導すること。現場入場以降、実際の受入れ状況と届出の内容と整合が取れない場合は、建設特定技能受入計画に基づいた一号特定技能外国人の受入れが行われるよう、受入企業を指導すること。

また、別紙2による報告があった後、その記載内容と実際の受入状況に関して明らかな齟齬が確認された場合は、別紙2により変更の届出を行うよう受入企業を指導すること。

受入企業が上記報告の求めに応じない場合や指導に従わないような場合には、所属する元請企業団体（特定技能外国人受入事業実施法人である（一社）建設技能人材機構を含む。）を通じて建設分野特定技能協議会への報告を行うこと。

なお、元請企業団体に所属していない元請企業は、直接各協議会への報告を行うこと。

また、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 8 第 1 項に基づき作成する施工体制台帳については、一号特定技能外国人の従事に関する事項を記載する必要があるが、別紙 3 の作成例を参考とし、施工体制を適切に把握するとともに、必要に応じて建設業法第 24 条の 7 第 1 項の規定に基づく指導を行うなど、適正な施工体制の確保に努めること。

（３）施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない民間工事であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第 14 条の 2 から第 14 条の 7 までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである（「施工体制台帳の作成等について」（平成 7 年 6 月 20 日建設省経建発第 147 号）参照）。

建設工事の施工に係る受入企業の一号特定技能外国人の受入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、必要な報告徴求及び指導を行うことが望ましい。

（４）一号特定技能外国人の現場入場について

元請企業は、適正な手順を踏まえて受入企業が雇用する一号特定技能外国人について、（１）から（３）に記載の役割及び責任が新たに生じること等を理由として、その現場入場を不当に妨げてはならない。

第 3 受入企業の役割と責任

一号特定技能外国人の受入れの円滑な実施・運営にあたっては、一号特定技能外国人を雇用する受入企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠である。具体的には、規則第 14 条の 4 の規定に基づく再下請通知書については、別紙 1 の作成例を参考とし、適正な施工体制の確保に努めるとともに、一号特定技能外国人を雇用し、現場に新規入場させる場合には、別紙 2 の作成例を参考（既存の様式等別紙 2 以外の様式を用いる場合であっても別紙 2 に記載の項目を満たすこと）として、建設特定技能受入計画の内容に基づいて現場ごとに一号特定技能外国人建設現場入場届出書を作成し、元請企業に提出するほか、別紙 2 の記載内容の変更がある場合には、元請企業に変更の届出を行うことが必要である。

第 4 外国人材を受け入れる下請企業に対する指導等について

本ガイドラインは、建設分野特定技能外国人制度を対象としているが、第 2（１）に記載した元請企業の役割と責任についての考え方は、特定技能外国人以外の外国人材を受け入れる場合にも該当するものである。また、元請企業における下請指導など事業の適正化に向けた取組については、外国人材の受入れの適正化及び円滑化や外国人との秩序ある共生社会の推進にも資することが期待される。

このため、元請企業は、解体工事をはじめとして、その請け負った建設工事において外国人材を活用する場合は、下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇

用・労働条件の改善、公衆災害防止や就労制度の観点も含め関係法令等を遵守した適正な工事の実施、福祉の充実、地域との良好な関係を構築し地域に信頼される建設業としての行動等について、指導・助言その他の援助を行うよう努めることが必要である。

第5 施行期日等

本ガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。

今後、特定技能制度に係る見直しの状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直し等所要の措置を講ずるものとする。

改正履歴	令和元年12月23日	施行
	令和5年8月31日	施行
	令和8年2月9日	施行

別紙1 再下請負通知書の作成例

令和 年 月 日

再下請負通知書

直近上位

注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

会 社 名・事業者 ID _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称及び 工 事 内 容					
工 期	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日
	注文者との		契 約 日	令和	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業		大臣 特定 知事 一般	第 号	令和 年 月 日
	工事業		大臣 特定 知事 一般	第 号	令和 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入	雇用保険 加入 未加入 適用除外
----------------	--------------------------	------------------------	------------------	------------------------

現 場 代 理 人 名			雇用管理責任者名		
権限及び 意見申出方法			専門技術者名		
主任技術者名	専 任 非専任		資格内容		
資格内容			担当工事内容		
一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無		

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・ 事業者 ID		代表者名	
住 所 電話番号			
工事名称及び 工 事 内 容			
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専 任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

別紙2 一号特定技能外国人現場入場届出書の作成例

一号特定技能外国人建設現場入場届出書

工事事務所長 殿

令和 年 月 日

(一次下請企業の名称)

(責任者の職・氏名)

(受入企業の名称)

(責任者の職・氏名)

一号特定技能外国人の建設現場への入場について下記のとおり届出ます。

記

1 建設工事に関する事項

建設工事の名称	
施工場所	

2 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項

※ 4名以上の入場を申請する場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

	一号特定技能外国人 1	一号特定技能外国人 2	一号特定技能外国人 3
氏名			
生年月日			
性別			
国籍			
業務区分			
現場入場の期間			
在留期間満了日			
CCUS登録情報が最新 であることの確認	☐ 確認済 (確認日:)	☐ 確認済 (確認日:)	☐ 確認済 (確認日:)

3 受入企業・建設特定技能受入計画に関する事項

業務区分	
従事させる期間(計画期間)	
責任者(連絡窓口)	役職 氏名 連絡先

※業務区分・従事させる期間については、建設特定技能受入計画の記載内容を正確に転記すること

○添付書類

提出にあたっては下記に該当するものの写し各1部を添付すること

- 1 建設特定技能受入計画認定証(複数ある場合にはすべて。建設特定技能受入計画認定証については別紙(建設特定技能受入計画に関する事項)も含む。)
- 2 パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)
- 3 在留カード
- 4 受入企業と一号特定技能外国人との間の雇用条件書
- 5 建設キャリアアップシステムカード

別紙3 施工体制台帳の作成例

令和 年 月 日

施工体制台帳

[会 社 名・事業者 ID] _____

[事業所名・現場 ID] _____

建設業の 許 可	許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	令和 年 月 日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	令和 年 月 日	

工事名称及び 工事内容					
発注者名及び 住 所					
工 期	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日	

契 約 営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

現場代理人名		意見申出方法	
監理技術者名	専 任	資格内容	
主任技術者名	非専任	資格内容	
監理技術者 補佐名		資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事 内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

[下請負人に関する事項]

会 社 名・ 事業者 ID		代表者名	
住 所			
工事名及び 工 事 内 容			
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専 任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。